

今後の特定個人情報保護評価第三者点検における状況報告について

1 概要

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会では、平成27年(2015年)3月27日付け滋個審第17号および第18号で旧滋賀県個人情報保護審議会が行った特定個人情報保護評価書の第三者点検結果の答申に基づき、答申後の特定個人情報保護ファイルの取扱状況について、年に1度、担当所属から報告を受ける機会を設けている。

【対象事務】

- ・住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理および提供等に関する事務全項目評価書（担当：総務部市町振興課）
- ・県税賦課徴収事務全項目評価書（担当：総務部税政課）

本県における特定個人情報保護評価書については平成26年度に作成され、以後10年以上の年月が経過しているが、当該対象事務において重大な事故は発生しておらず、安定的に事務運用がなされてきたところである。これを受け、上記業務の評価書については、今後は直近の公表日から5年を経過する前の再評価の実施時や重大な変更時等に第三者点検を行う、法定に基づく運用として取り扱いたい。

2 特定個人情報保護評価の概要・意義について

○【概要】

- ・特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、個人番号（マイナンバー）を利用する事務ごとに、個人のプライバシー等の権利・利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じることを評価書にて宣言・公表する制度。

※特定個人情報とは…マイナンバー（個人番号）やマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報。マイナンバーに対応する符号とは、マイナンバーに対応し、マイナンバーに代わって用いられる番号や記号などで、住民票コード以外のものをいいます。

- ・特定個人情報保護評価には、基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の3種類があり、個人のプライバシーの権利利益に与える影響の大きさに応じて、いずれかの評価を行うこととなっている。（しきい値判断）

○【目的】

- ・事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保

○【根拠法令】

- ・ 番号法第 27 条、第 28 条
 - ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年 4 月 18 日公布、4 月 20 日施行）
 - ・ 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 18 日公表、4 月 20 日適用）
- ⇒特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 15 条及び特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から 5 年を経過する前に保護評価を再実施するよう努めることとされている。（直近は令和 5 年度に実施）
- ⇒また、上記の指針により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から 5 年を経過する前に、重要な変更やしきい値判断の変更の必要が発生した際も再評価を実施することとしている。

3 今後の運用状況報告事務について

[現在] 平成 27 年(2015 年) 3 月 27 日付け滋個審第 17 号および第 18 号による答申の留意事項を受け、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会にて、年に 1 回、運用状況を審議会（個人情報保護部会）において報告を行っている。

[今後の対応案]

(案) 法定に基づき、当該事務において重要な変更があった場合や、一定期間が経過し再評価を実施する場合において審議会に諮問し、諮問内容に応じた審議を行う。